

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福岡県及び飯塚市

2 構造改革特別区域の名称

飯塚アジアIT特区

3 構造改革特別区域の範囲

飯塚市の全域

4 構造改革特別区域の特性

飯塚市は、IT分野における大学、研究機関、産業支援機関、企業等の集積を生かして、IT産業の拠点化を図る飯塚トライバレー構想を産学官一体となって推進する等IT産業の振興に取り組んでいる。

また、九州工業大学が中国や韓国等の大学と当該分野での共同研究を積極的に展開するとともに、地元IT企業とアジア企業との業務提携等も活発化するなど、アジアとの連携が強化されてきている。

このような中、九州工業大学情報工学部の卒業生や留学生等による起業活動が活発に行われるなどIT関連産業の集積が進んできており、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の活用や産学連携の推進等の規制の特例を適用することにより、アジアビジネス拠点の一翼を担うIT関連内外企業の集積を加速することが可能な区域である。

(1) 情報関連(IT)産業を中心とする新産業創出に適した環境

飯塚市は、九州工業大学情報工学部、近畿大学九州工学部等の大学、福岡県立飯塚研究開発センター、(株)福岡ソフトウェアセンターといった産業技術支援機関及び地元関係企業等、産学官連携による情報産業都市づくりを目指している。また、松下電器産業(株)マルチメディア開発センター、ヘンケル先端技術リサーチセンター(近畿大学分子工学研究所)、スタンフォード大学言語情報センター飯塚ブランチが開設される等、世界のトップレベルの研究者による新産業創出に向けた研究開発が実施されている。

なお、飯塚市は、人口比で県内一の理工系学生及び研究者(約5000人、人口比約6%)を誇っている。

(2) 両政令指定都市との連携

飯塚市は福岡県のほぼ中央に位置し、県土軸の交差する要衝地である。また、福岡、北九州両政令指定都市と近接していることから、福岡・北九州両地域と連携して、アジアにおけるシステム LSI 設計開発拠点化をめざすシリコンシーベルト福岡プロジェクトを産学官一体となって推進している。

(3) 創業しやすい街

飯塚市においては近年、大学在学中あるいは卒業後ベンチャー企業を設立する動きが活発化してきており、現在、飯塚市には、九州工業大学卒業生（アジアを中心とした外国人留学生によるものを含む）等によるベンチャー企業 33 社が設立されている。

(4) e-ZUKA TRY VALLEY 構想

「9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業のその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」参照)

平成 15 年 4 月に開業したインキュベーション施設である飯塚トライバレーセンターを核（ハード施設）として、情報関連企業などの新産業の創出を図る飯塚トライバレー構想に産学官一体となって取り組んでいる。

(5) アジアとの連携

九州工業大学においては、経済産業省・九州経済産業局が推進している環黄海地域との国際交流（環黄海経済・技術交流会議）の一環として、韓国の大学との研究交流協定により、脳型ロボット用 IT に関する共同研究を実施しているのはじめ、中国の 4 大学、韓国の 4 大学等と学術交流協定による共同研究等を行うなど、アジアとの研究交流を積極的に実施している。

また、産業界においても、地元 IT 関連中堅企業と中国のソフト開発関連企業等との業務提携等が活発化するとともに、地元ベンチャー企業が、平成 14 年 6 月からアジアを対象とする国際電子商取引市場である「e-アジアマーケットプレイス」のサイト運営を行う等、アジア諸国との連携が強化されてきている。

本地域は、以上のような地域特性を有しており、この特性を生かす規制の特例を実施することにより、産学官連携による新産業の創出が推進され、IT 分野におけるアジアのビジネス拠点として地域経済の活性化を図ることが可能な地域である。

5 構造改革特別区域計画の意義

飯塚アジア IT 特区は、IT 分野における大学、産業技術支援機関、民間の研究機関等の高度な集積を有し、アジアとの連携を強化しつつある本地域の特性を最大限に生かして、アジアにおける情報関連産業の一大拠点を形成することを目的としている。

本計画は地域の発想と主体性の発揮により情報関連産業の振興を図るため、民間の I

DC機能を併せ持つ中核インキュベーション施設である飯塚トライバレーセンターの整備やJAV関連技術を核とする人材育成、研究開発プロジェクト等の推進にあたり、産学連携、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の活用等の分野の規制の特例を活用することにより地域の活性化を図るものである。また、規制の特例の導入によるIT産業振興モデルを示すことにより、わが国の構造改革の推進に寄与するものと考えている。

なお、本計画の推進にあたっては、アジアビジネスの拠点を目指す福岡アジアビジネス特区との連携を図っていくこととする。

6 構造改革特別区域計画の目標

本地域は、九州工業大学情報工学部、近畿大学九州工学部等の理工系大学、福岡県立飯塚研究開発センター、(株)福岡ソフトウェアセンター（第3セクター）等の産業技術支援機関、松下電器産業(株)マルチメディア開発センター、ヘンケル先端技術リサーチセンター（近畿大学分子工学研究所）、スタンフォード大学言語情報センター飯塚ランチ等の民間の研究機関等の高度な集積を最大限に生かして、情報関連を中心とした新産業を創出するための様々なプロジェクトに取り組んでいる。

更に、本地域においては、外国人ベンチャー等に対して地元の支援者（エンジェル）が住居、生活面等に関して強力な支援活動を実施するとともに、中国に知見の深い元大手スーパーチェーン店の経営者が本地域でベンチャー育成、支援を行っている。また、市独自にインキュベーション施設入居者に対する家賃補助制度や研究開発等に関する補助金制度による支援を強力に行っている等、日本一創業しやすい街を目指して街づくりを進めている。

一方、九州工業大学の中国、韓国の大学との学術交流協定に基づく共同研究や地元IT関連企業と中国企業との業務提携、地元ベンチャー企業のアジア向け国際電子商取引サイトの開設等、アジアとの連携強化に向けた積極的な動きが出てきている。

このような地域特性を生かして、本計画は、トライバレー構想等の戦略的プロジェクトを加速するために、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の受入れ促進や産学連携等に係る規制の特例を導入するとともに、福岡地域の九州大学等のIT分野の能力を活用するなど「福岡アジアビジネス特区」を推進する福岡市とも緊密な連携を図ることにより、情報（IT）関連産業振興の先進的モデル地域として、アジアにおける情報関連産業拠点の形成を目指すものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的影響

飯塚アジアIT特区においては、近年アジア出身の外国人ベンチャー企業や大学発ベンチャー企業を多数輩出している。今後「外国人研究者受入れ促進事業」、「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」、「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」、「国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（施設）」、「国の試験研究施設

設の使用許可に係る手続きの簡素化による産学官連携促進事業(基準緩和、手続簡素化)」、
「国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業」の特定事業及び関連事業を推進
して、ベンチャー企業創出を加速することにより、次の経済的、社会的効果が生じる。(以
下、5年後の推計)

ベンチャー企業数	約	70	社
〃 〃 従業員数	約	600	人
〃 〃 売上高	約	45	億円

(内訳：ベンチャー企業数については、年間14社の起業が5年間続くことにより
70社、同従業員数については、年間120人の新規雇用が生まれることにより、
5年間で600人、同売上高については、年間9億円の新規増が5年間発生する
ことにより45億円の増加を予定しているところ。)

8 特定事業の名称

- 「国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業」(202)
- 「外国人研究者受入れ促進事業」(501, 502, 503)
- 「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」(504)
- 「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」(507)
- 「国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業」(704)
- 「国の試験研究施設の使用の容易化事業」(705)
- 「国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業」(813)
- 「国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業」(815)

9 構造改革特別区域において実施し又その実施を促進しようとする特定事業に関 連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と 認める事項

(1)飯塚トライバレー構想の推進

新産業の創出に向けて、既存の研究開発関連施設及びインキュベーション施設であ
るトライバレーセンター等のハード施設を活用しながら、産学官連携、ベンチャー支援、
企業誘致・案件創出(仕事の創出)及び人材育成の4つの柱に基づき、各種ソフト事業
を実施し、情報関連を中心とした産業のクラスター(集積)を図っていこうとするもの。

(以下、具体的プロジェクト等を例示)

①飯塚トライバレーセンターの整備

新産業を創出するためのインキュベートルーム(19室)、ミーティングルーム(5室)、
コンサルティングルーム(1室)、研修室(2室)及び民間のIDC施設等から構成され
ており、ベンチャー企業やその予備軍を支援する施設。また、同センターはIT仕様と

し、光ファイバーを敷設している。

なお、同センターは平成15年4月1日に開業した。

②各種ソフト事業

・産学官連携事業

九州工業大学のコーディネーター（シーズ中心）と産業技術支援機関である財団法人飯塚研究開発機構のコーディネーター（ニーズ中心）の連携を強化し、新産業の創出（マッチング）を推進するための定期会議の開催、九州工業大学設備の民間開放（特定事業として申請）等

・ベンチャー支援

アドバイザー等の採用によるインキュベーター機能の充実（15年度から実施予定）等

・人材育成

サンマイクロ・システムズ社認定のJAVAR研修の実施（14年度から）等

・企業誘致・案件創出（仕事の創出）

ベンチャー企業の首都圏での事業活動拠点の確保等

(2)九州工業大学インキュベーション施設の整備(トライバレーセンターと連携)

ハッチェリー機能（起業家育成機能）を併せ持つインキュベーション施設を九州工業大学情報工学部敷地内に整備（平成16年4月開業予定）

(3)ITビジネスモデル地区構想の推進(平成15年4月4日 総務省から地区指定済)

ITビジネスにとっての魅力的な環境を先行的に実施することにより、ITビジネスの集積を図り、ITビジネスの地域展開モデルの構築及びそれによる地域の活性化を図るため、福岡県及び福岡市と共同で平成15年度から各関連事業を実施予定。

具体的には、(株)福岡ソフトウェアセンター（第3セクター）の人材育成研修事業及び(株)麻生情報システムの高齢者、福祉対策のアプリケーションの開発を平成15年度から実施予定。

(4)シリコンシーベルト福岡(システムLSI設計開発拠点化)

福岡県に集積するシステムLSI設計開発の知的集積、産業集積を核にアジア地域の中核となる設計開発拠点を目指す構想。具体的な事業としては、人材育成、研究開発・ベンチャー支援、システムLSI関係者やユーザーの交流、連携促進等を実施している。

(5)フクオカベンチャーマーケット

ベンチャー企業と投資家等（証券会社、ベンチャーキャピタル、銀行、公認会計士グループ、ベンチャー支援グループ、商社、メーカー）とのマッチングの場として「フクオカベンチャーマーケット（FVM）」を設置し、ベンチャー企業が民民ベースで資金や技術、販路等を調達できるシステムの整備をする。

【実績・成果】

○ 毎月20社がプレゼン

- 平成15年8月までに46回開催、延べ779社がプレゼン。
内訳：県内企業436社、県外企業306社、海外企業37社
(韓国19社、インド7社、香港6社、マレーシア2社、
シンガポール1社、中国1社、米国1社)
- 平成15年7月までのプレゼン企業767社のうち、
商談及び商談中の企業 449社(65.1%)

(6)地域ファンドの創設

地域の機関投資家の参加を募り、地域ぐるみでのベンチャー育成の土壌を築き上げることに伴い、地元ベンチャー・中小企業への安定的資金供給を目的として、地域に密着した直接金融制度を創設するもので、平成15年度早期の設立を目指している。投資案件はフクオカベンチャーマーケット等のネットワークを活用して発掘していく。

投資スタッフは、ベンチャー企業の経営に対して日常的に適切なアドバイス(資本政策、経営戦略、人材確保、販路拡大、株式公開など)を行うことにより、投資対象ベンチャーに対する積極的サポート体制を確保する。

(7)その他

① 地方税の特例措置

特区内の特定の事業・業種に対し、法人事業税、不動産取得税等の減免措置を検討する。

② 特区推進体制等の整備

本計画の実施にあたり、産学官連携を図りながら、特定事業及び関連事業の実施、広報、新規の規制緩和等に関する意見・情報交換を行うことを目的として、行政、大学、経済団体、産業支援機関等で構成する「飯塚アジアIT特区推進協議会」を平成15年7月18日に組織した。

また、福岡県福岡市の「福岡アジアビジネス特区」及び福岡県久留米市の「久留米アジアバイオ特区」と相互に連携し、相乗効果を発揮するために、「福岡県アジアビジネス特区推進連絡協議会」を平成15年8月8日に設立した。

これらの推進体制の整備により、特区計画の実効性の確保と目標達成のため万全の取り組みを行う。

別紙

1 特定事業の名称

国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（202）

2 規制の特例措置を受けようとする者

九州工業大学の教員及び研究者

3 当該規制の特例措置に適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

4 特定事業の内容

(1)九州工業大学情報工学部の教員及び研究者が自らの研究成果を生かした企業活動を促進するための勤務時間内に兼業を行うもの

機関名	施設名	所在地	概要
九州工業大学	情報工学部	飯塚市大字川津 680-1	知能情報工学科、電子情報工学科、制御システム工学科、機械システム工学科、生物化学システム工学科

(2)事業が行われる区域

「構造改革特別区域計画」「3 構造改革特別区域の範囲」に同じ

5 当該規制の特例措置の内容

飯塚市は、九州工業大学情報工学部を中心とする卒業生などによる起業活動が活発に行われているなど、IT産業を中心とした新産業創出に非常に適した状況にあり、本規制の特例の適用により、九州大学情報工学部の教員及び研究職員が起業活動に積極的に取り組めるような環境をつくることにより、産学連携が促進される。

別紙

1 特定事業の名称

外国人研究者受入れ促進事業（501、502、503）

2 規制の特例措置を受けようとする者

次の機関との契約に基づいて当該特区内に所在する施設において、IT分野に関する研究を行う業務に従事する外国人研究者及びその配偶者または子

・九州工業大学

3 当該規制の特例措置に適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

4 特定事業の内容

（1）次に掲げる機関・施設においてITの分野に関する研究を行う業務に従事する外国人研究者の受入促進

分野名	機関名	施設名	所在地	概要
IT	九州工業大学	情報工学部	飯塚市大字川津 680-1	知能情報工学科、電子情報工学科、制御システム工学科、機械システム工学科、生物化学システム工学科

（2）事業が行われる区域

「構造改革特別区域計画」「3 構造改革特別区域の範囲」に同じ

5 当該規制の特例措置の内容

（特区法15条1項1号及び2号に該当することを判断した根拠を示す内容）

昭和62年に開設された九州工業大学情報工学部は、知能情報工学科、電子情報工学科、制御システム工学科、機械システム工学科、生物化学システム工学科を有する全国初の情報工学部で、特区内におけるIT分野の「中核となる施設」となっている。

また、特区内には福岡県立飯塚研究開発センター、(株)福岡ソフトウェアセンターといった産業技術支援機関、松下電器産業(株)マルチメディア開発センター、ヘンケル先端技術リサーチセンター（近畿大学分子工学研究所）、スタンフォード大学言語情報センター飯塚ブランチ等の研究機関、さらに飯塚トライバレー構想に基づき、中核的インキュベーション（民間のIDCセンター機能をも併せ持つ）施設である飯塚トライバレーセンターが立地するなど関連研究施設や情報関連施設が集積しつつあり、今後ともその集積は高まることと見込まれる。

なお、近年、大学在学中あるいは卒業後ベンチャー企業を設立する動きが活発化しており、現在、九州工業大学卒業生（アジアを中心とした外国人留学生によるものを含む）等によるベンチャー企業33社が設立されており、今後とも関連産業の集積は大いに期待できる。

外国人研究者の研究活動及びその成果を生かした事業の経営活動ははこれらを加速させるのに極めて有効であると判断される。

別 紙

1 特定事業の名称

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）

2 規制の特例措置を受けようとする者

次の機関との契約に基づいて当該特区内に所在する施設又は当該特区内に所在する以下の事業所において「外国人研究者受入れ促進事業」又は「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」に該当する外国人及びその配偶者又は子

- ・ 九州工業大学
- ・ 有限会社マルテック

3 当該規制の特例措置に適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

4 特定事業の内容

- (1) 当該特区の特定事業若しくはその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人等に係る在留資格認定証明書交付申請等につき、審査を担当する地方入国管理局において、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別する優先的な処理。
(外国人研究者受入れ促進事業)

機関名	施設名	所在地	概要	外国人の活動内容
九州工業大学	情報工学部	飯塚市大字川津 680-1	知能情報工学科、電子情報工学科、制御システム工学科、機械システム工学科、生物化学システム工学科	特定研究活動 (当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む。)

(外国人情報処理技術者受入れ促進事業)

機関（事業所）名	機関（事業所）の概要	外国人の活動内容
有限会社マルテック (代表取締役社長 林維毅) (住所 飯塚市大字川津 216-1-105)	ソフトウェア開発、ネットワーク機器開発	特定情報処理活動 (当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む)

- (2) 事業が行われる区域

「構造改革特別区域計画」「3 構造改革特別区域の範囲」に同じ

5 当該規制の特例措置の内容

飯塚市は、九州工業大学情報工学部を中心とする卒業生（アジアを中心とした外国人

留学生によるものを含む) などによる起業活動が活発に行われているなど、IT産業を中心とした新産業創出に非常に適した環境にあり、トップレベルの外国人研究者による新産業創出に向けた研究開発がなされることにより、九州工業大学情報工学部及び情報処理関連ベンチャー企業における研究等の活発化、産学連携の促進による地域経済の活性化が期待される。

別 紙

1 特定事業の名称

外国人情報処理技術者受入れ促進事業（507）

2 規制の特例措置を受けようとする者

当該特区内に所在する以下の事業所において、情報処理分野の業務に従事する外国人情報処理技術者及びその配偶者または子

- ・有限会社マルテック

3 当該規制の特例措置に適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

4 特定事業の内容

（1）次に掲げる事業所において業務に従事する外国人情報処理技術者の受入の促進

事業所名	所在地	概要
有限会社マルテック	飯塚市大字川津 216-1-105	ソフトウェア開発 ネットワーク機器開発

（2）事業が行われる区域

「構造改革特別区域計画」「3 構造改革特別区域の範囲」に同じ

5 当該規制の特例措置の内容

（特区法第 22 条第 1 号及び 2 号に該当することを判断した根拠を示す内容）

一．昭和 62 年に開設された九州工業大学情報工学部は、より実践的な教育や研究を行うため、知能情報工学科、電子情報工学科、制御システム工学科、機械システム工学科、生物化学システム工学科を全国で初めて整備した学部である。

また、特区内には福岡県立飯塚研究開発センター、(株)福岡ソフトウェアセンターといった産業技術支援機関、松下電器産業(株)マルチメディア開発センター、ヘンケル先端技術リサーチセンター（近畿大学分子工学研究所）、スタンフォード大学言語情報センター、飯塚ブランチ等の研究機関、さらに飯塚トライバレー構想に基づき、中核的インキュベーション（民間の IDC センター機能をも併せ持つ）施設である飯塚トライバレーセンターが立地するなど関連研究施設や情報関連施設が集積しつつある。

一方、近年、大学在学中あるいは卒業後ベンチャー企業を設立する動きが活発化してきており、現在、九州工業大学卒業生（アジアを中心とした外国人留学生によるものを

含む)等によるベンチャー企業33社が設立されており、今後とも関連産業の集積は大いに期待できる。

なお、これらの大学や関連研究施設と事業所の相互の連携を図り、飯塚トライバレー構想を推進するため、産学官をメンバーとした「飯塚トライバレー委員会」を設置し、産学官連携の強化に取り組んでおり、特区内の情報処理産業の発展が相当程度見込まれると判断される。

二. 特区内の情報処理関連中堅企業と中国のソフト開発関連企業等との業務提携等が活発化するとともに、地元ベンチャー企業が、平成14年6月からアジアを対象とする国際電子商取引市場である「e-アジアマーケットプレイス」のサイト運営を行うなど、アジア諸国との連携が強化されてきており、アジアビジネスの一翼を担う情報関連産業の拠点の形成に向けた動きが活発化してきている。このように、大学や関連研究施設との連携による国際的活動を前提とした情報処理関連のベンチャー企業の設立が活発化しており、アジアを中心とした高度な技術、知識を有する外国人情報処理技術者に対するニーズが高まっている。

このような環境のもと、外国人情報処理技術者が、特区内の事業所において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動を行い、特区内における情報処理産業の発展に貢献することにより、継続的に外国人ITベンチャー企業の集積が加速され、ひいては、IT関連企業のクラスター(集積)化が促進されるものと判断される。

別紙

1 特定事業の名称

国の試験研究施設の使用許可に係る手続きの迅速化事業（704）

2 規制の特例措置を受けようとする者

九州工業大学

3 当該規制の特例措置に適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

4 特定事業の内容

(1) 九州工業大学情報工学部のマイクロ化総合技術センター等の研究施設を民間企業の試験、研究、試作や大学の研究成果を活用するインキュベーション活動等、産学官連携活動のために使用させる。

機関名	施設名	所在地	概要
九州工業大学	情報工学部	飯塚市大字川津 680-1	知能情報工学科、電子情報工学科、制御システム工学科、機械システム工学科、生物化学システム工学科

(2) 事業が行われる区域

「構造改革特別区域計画」「3 構造改革特別区域の範囲」に同じ

5 当該規制の特例措置の内容

「2」及び「4」に記載した内容から要件を満たすものと認めた。

別紙

1 特定事業の名称

国の試験研究施設の使用の容易化事業（705）

2 規制の特例措置を受けようとする者

九州工業大学

3 当該規制の特例措置に適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

4 特定事業の内容

九州工業大学情報工学部のマイクロ化総合技術センター等の研究施設を民間企業の試験、研究、試作や大学の研究成果を活用するインキュベート活動等、産学官連携活動のために使用させる。

機関名	施設名	所在地	概要
九州工業大学	情報工学部	飯塚市大字川津 680-1	知能情報工学科、電子情報工学科、制御システム工学科、機械システム工学科、生物化学システム工学科

(2)事業が行われる区域

「構造改革特別区域計画」「3 構造改革特別区域の範囲」に同じ

5 当該規制の特例措置の内容

飯塚市は、九州工業大学情報工学部を中心とする卒業生などによる起業活動が活発に行われているなど、IT産業を中心とした新産業創出に非常に適した環境にあり、九州工業大学情報工学部の研究施設を民間企業等に利用しやすい環境をつくることにより、内外企業の集積（クラスター）がさらに加速し、産学連携の促進による地域経済の活性化が期待される。そのためには、本区域内の中核的研究機関である九州工業大学情報工学部の試験研究施設を民間企業等が利用しやすくするための規制の特例が必要である。

別紙

1 特定事業の名称

国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(813,815)

2 規制の特例措置を受けようとする者

九州工業大学

3 当該規制の特例措置に適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

4 特定事業の内容

- (1) 九州工業大学情報工学部の研究施設について民間企業等の廉価使用を認め、ITの分野において九州工業大学情報工学部と連携した研究の促進を図る。

機関名	施設名	所在地	概要
九州工業大学	情報工学部	飯塚市大字川津 680-1	知能情報工学科、電子情報工学科、制御システム工学科、機械システム工学科、生物化学システム工学科

- (2) 事業が行われる区域

「構造改革特別区域計画」「3 構造改革特別区域の範囲」に同じ

5 当該規制の特例措置の内容

- (1) 当該国の機関における当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流実績
平成13年度において次のような実績を有している。

	民間等との共同研究	受託研究受け入れ
IT分野	75件	43件

- (2) 当該交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものと認めた理由

本区域内におけるIT分野に関する研究の中核機関である九州工業大学は、共同研究等国以外の機関との研究交流について数多くの実績があり、産業振興等に寄与してきた。今後、この産学官交流の一層の促進を図ることが、わが国の科学技術振興の重点分野であるIT分野に関する研究の効率的推進に寄与するものとする。

(3) 当該国の機関の周辺に、当該国の機関が行う当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること。

トライバレー構想（現状ベンチャー企業33社を5年後に100社にするという目標）に基づく中核的インキュベーション施設である飯塚トライバレーセンターやハッチェリー機能を持つインキュベーション施設が九州工業大学敷地内に整備されるなど今後ともIT関連企業等が集積するものと見込まれる。